令和４年６月２４日

保 護 者 様

宍粟市立神野小学校
校 長　浅田　和典

いじめ防止保護者アンケートについて（お願い）

薄暑の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は本校教育の推進にご理解・ご支援をいただき、厚くお礼申し上げます。先日の授業参観・引き渡し訓練・オンライン授業へのご参加、誠にありがとうございました。

さて、今日の学校における人権課題として、最も懸念される問題は「いじめ」です。

> いじめとは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍しているなど、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」と定義されています。

つまり、いじめの認定は、児童が心身の苦痛を感じたかどうかで行います。いじめは、いじめを受けた子どもの権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に深刻な影響を及ぼすだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

全国の学校で、いじめの認知件数は増加傾向にあります。増加の要因は、いじめをいじめとして正しく認知するケースが増えたこともありますが、いじめを行った児童の人権意識の未熟さが根本原因です。その行為の背景を学校や家庭、ＳＣ（スクールカウンセラー）やＳＳＷ（スクールソーシャルワーカー）等と連携して組織的に分析した上で、いじめを行った児童や関係する児童の人権意識を醸成し、人間的成長を促していく必要があります。

昨年度の学校での児童・保護者生活アンケートの結果や学校評価からも、いじめの克服が課題であることがわかります。そのため、今年度本校では、いじめの未然防止と早期発見を目標に掲げています。問題が大きくなってからでは、その間に被害児童が心身の傷を受けることになり、不要な傷を残すことになります。すべての子どもがいじめを行わず、いじめが放置されることがないように、積極的に対応を行います。

未然防止策としては、道徳科の授業や学級活動等の中、及び休み時間や登下校を含めた活動全般において人権や思いやりの心を育み、児童と共に過ごす時間を確保して日常生活を見守ったり、日誌等で気持ちの変化を注視したりすること等を行います。また、早期発見を行うためには、児童の様子の変化に教職員や保護者、他の児童等が気づき、その情報を学校や関係機関と共有して対応を行っていく必要があります。

そこで、今年度は、児童への「いじめ防止アンケート」を月に１回程度実施し（例年は学期に１回）、個別に相談をして対応します。

> さらに、新たに保護者への「いじめ防止アンケート」を学期に１回実施させていただきます。保護者による児童の様子の変化に関する気付きは、学校に相談するべきか決断しかねる場合があり、その結果対応が後手に回ってしまうこともあります。そこで、紙に書いて相談をしたり、学校に電話を入れたりする保護者の負担を軽減し、相談したいことがある場合にはメールでのアンケートの「相談したいことがある」の部分を押していただくことで、学校から電話または家庭訪問をさせていただくようにします。

１回目の「いじめ防止保護者アンケート」メールは、６月２７日（月）に各家庭のメール登録者全員に配信します。回答は、各家庭の代表者１名のみが行ってください。

２回目は１０月、３回目は２月に配信させていただきます。

なお、ご相談はメール配信の有無に関わらず随時受け付けていますので、遠慮なく学校にご連絡ください。

子どもたちの安心安全と健全育成のため、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

神野小学校　６２－０６４９